

社会福祉法人 向 会

特別養護老人ホーム 向台老人ホーム

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-562-6787 (午前9:00～午後5:00まで)

担当 生活相談員 尾崎 淳一

※ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 特別養護老人ホーム 向台老人ホームの概要

(1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム 向台老人ホーム
所在地	東京都東大和市芋窪3丁目1638の2
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 東京都1374600078

(2) 同施設の職員体制

職種	常勤	非常勤
施設長	1	
事務員	4	
生活相談員	1	
介護支援専門員	1	
看護師	2	4
介護員	20	3
食事介助		3
清掃		3
営繕		1

管理栄養士	1	
機能訓練指導員	1	
理学療法士		1
医師		2

調理部門は委託となっております。

直接処遇者（介護員）の資格（複数所持含む）

介護支援専門員 4名 介護福祉士 20名

令和7年4月1日現在

（3）同施設の設備の概要

定員	60名	ショートステイ	3室3床
居室（4人部屋）	15室	静養室	1室1床
居室（個室）	2室	医務室	1室
機能訓練室	1室	食堂	1室
介助浴室	1室	会議室	1室
特殊浴室	1室	談話室	1室

3. サービスの内容

- ① 施設サービス計画策定 ② 食事 ③ 入浴 ④ 介護 ⑤ 機能訓練
 ⑥ 生活相談 ⑦ 健康管理 ⑧ 行政手続き代行 ⑨ 療養食提供
 ⑩ 理美容サービス ⑪ レクリエーション 等

4. 利用料金（介護保険給付によるサービス）

（1）基本料金：介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準による

介護度	1日の料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,945円	695円	1,389円	2,084円
要介護2	7,683円	769円	1,537円	2,305円
要介護3	8,453円	846円	1,691円	2,536円
要介護4	9,190円	919円	1,838円	2,757円
要介護5	9,918円	992円	1,984円	2,976円

日常生活継続支援加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅰ、個別機能訓練加算Ⅰ

看護体制加算Ⅰ、精神科医師による療養指導に係る加算含む。

- 上記の介護保険料合計額に14.0%の介護職員等処遇改善加算が加わります。
- 入所時の初日に一度のみ安全対策体制加算210円が加わります。
- 入所後30日間に限り上記料金に1日あたり32円割増です。

■ 入院または外泊した期間

入院日・退院日・外泊初日及び外泊帰園日を除く6日間について、以下の料金をお支払いいただきます。

- 第4段階 1日あたり1,175円（260円+居住費915円）
- 第3・2段階 1日あたり690円（260円+居住費430円）
- 第1段階 260円（260円+居住費0円）

■ 療養食が必要な場合は、1日につき19円お支払いいただきます。

■ 看取り介護の際は、死亡日以前4日以上30日以下に限り1日152円又

死亡日及び前々日は717円、死亡日1,350円となります。

(2) 居住費（光熱水費）・食費

居住費（光熱水費）と食費に掛かる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■ 居住費（光熱水費）・食費

所得段階	居住費	食費
第4段階	915円	2,100円
第3段階②	430円	1,360円
第3段階①	430円	650円
第2段階	430円	390円
第1段階	0円	300円

(第4段階 食費内訳：朝食600円、昼食750円、夕食750円)

- 通常の食費に加えて、誕生会・行事食・祝日食は300円、花見会席・敬老祝膳・正月おせち料理は600円お支払いいただきます。
- ホーム喫茶は別料金となります。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、自己負担額を変更します。

(3) 日常生活費

同意を得た後、支給内容により徴収いたします。

ティッシュ、ウェットティッシュ、ポリデント 等

(4) その他の料金 (介護保険以外サービス)

買物代行 1件200円、買物付き添い 1回200円、サークル材費

個人作品に限り 実費

個人的電気代1日50円、予防注射 実費、理美容費 実費

エンゼルケア費用 5,500円

退所時不用品処分料 5,500円

(粗大ごみ・テレビ等の電化製品は別途追加費用)

その他、個人の日用品、嗜好品、外出に関する交通費、外食、被服関係等は実費自己負担となります。

(5) 支払い方法

毎月15日迄に前月分の請求をいたしますので、口座自動引き落としの方法でお支払い下さい。但し他の方法については、ご相談に応じます。利用料のお支払いを受けた時は、領収証を発行いたします。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

ご希望の方は申込書を提出の上、お申し込み下さい。居室に空きがあれば施設利用に関するご説明を行い、ご了承が得られれば契約を結び、入所日から利用することができます。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① ご利用者の都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ご利用者が他の介護保険施設に入所された場合。
- ご利用者がお亡くなりになった場合。
- 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合。この場合、所定の期間をもって退所していただくことになります。

③ その他

- ご利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催促したにも拘わらず10日以内に支払わない場合、または、ご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続しがたい程の背信行為を行なった場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ご利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。（入院先の当該主治医に確認し判断いたします）
- やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了

し退所していただく場合がございます。この場合は契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴

○ 運営の方針

当施設は「心のこもった介護」を基本理念としてご利用者と職員の信頼関係のもと、心身共に安心して過ごして頂けるように努めています。

また、地域交流を通して地域の一員であることを認識して頂けるように取り組んでいます。心身状況の急変時は24時間対応が可能です。

○ サービス利用のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修実施	○	施設内外での研修実施・参加
サービスマニュアルの作成	○	業務マニュアル・事業計画書等
身体拘束の基準	○	介護検討委員会にて検討

7. 施設利用に当たっての留意事項

- 面会…9：00～20：00（玄関の面会簿にご記入下さい）
- 外出・外泊…事前に日時についてはご相談下さい。尚外出・外泊の際は所定の届け出用紙にご記入下さい。
- 飲酒・喫煙…健康面に配慮し禁止となっております。
- 設備・器具の利用…本来の用途に従ってご利用できます。
- 金銭・貴重品の管理…基本的にはお預かりしません。
- 所持品の持ち込み…スペースに限りがあるため、事前にご相談下さい。

- 施設外での受診…医療機関と医療協力契約の締結をしております。
- 政治・宗教活動…個人の信心に関することは憲法の保証の限りです。但し
ホーム内での政治活動・宗教活動・営利行為は禁止いたします
- ペットの入室 … ご遠慮願います。

8. 緊急時の対応

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等の必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

■ 緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

9. 事故発生時の対応

ご利用者に事故による怪我・骨折等が発生した場合は、医師に連絡する等の必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

10. 安全対策への取り組み

ご利用者全員が安心して過ごせる暮らしの場所、職員が安心して働ける職場となるように、様々な取り組みをしています。

- 外部の研修を受けた担当者の配置
- 施設内に安全対策委員会の設置
- 安全対策実施の体制整備

- 事故防止・ヒヤリハットの事例の傾向分析・組織としての事故防止への取り組み

11. 感染症対策

- 個別対応・個別支援に取り組んでおりますが、集団生活の観点も考慮し、個人の健康管理に気を配っていきます。感染症流行期には各種予防接種も対応しています。
- 新型コロナウイルス・インフルエンザ等、感染症発生時は面会・外出の中止や居室対応となる場合があります。

12. 身体拘束の禁止

- ご利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、「同意書」によりご利用者及び身元引受人の同意を得て行い、対応方法・時間・ご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 協力医療機関

ご利用者の身体・生命を第一義とし、迅速な医師への連絡・適切な処置を講じ
ることを目的に、次の協力医療機関を設けています。

野口医院	東大和市芋窪 3 - 1 6 2 9
	電話 0 4 2 - 5 6 1 - 3 0 1 0
東大和病院	東大和市南街 1 - 1 3 - 1 2
	電話 0 4 2 - 5 6 2 - 1 4 1 1
東大和病院附属 セントラルクリニック	東大和市南街 2 - 3 - 1
	電話 0 4 2 - 5 6 2 - 5 5 1 1
武蔵村山病院	武蔵村山市榎 1 - 1 - 5
	電話 0 4 2 - 5 6 6 - 3 1 1 1
訪問歯科診療 わかば歯科医院	フリーダイヤル 0 1 2 0 - 1 0 8 - 7 7 6

14. 非常災害対策

防災時の対応	消防計画による
防災設備	<ul style="list-style-type: none">・消火器・消火栓・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・火災通報装置
防災訓練	年間防災訓練計画に基づき実施
防災責任者	施設長 原 與四雄

15. サービス内容に関するご相談・苦情窓口

○ 向台老人ホーム窓口

受付担当者	生活相談員 尾崎 淳一
解決責任者	施設長 原 與四雄
窓口所在地	東大和市芋窪 3 - 1 6 3 8 - 2
電話番号	0 4 2 - 5 6 2 - 6 7 8 7

○ 法人第三者委員

野中 明人	電話 0 4 2 - 5 7 7 - 1 7 0 0
藤本 組子	電話 0 9 0 - 4 1 2 9 - 3 8 4 0

○ 行政相談窓口

東大和市役所	電話 0 4 2 - 5 6 3 - 2 1 1 1
東京都国民健康保険団体連合会	電話 0 3 - 6 2 3 8 - 0 2 0 7

16. 第三者評価について

第三者評価とは、福祉サービスの質の向上を目的として、外部の専門機関が施設の運営状況やサービス内容を客観的に評価する制度です。

評価を受けることで、サービスの透明性を高めるとともに、利用者の皆様により安心してご利用いただける環境づくりにつなげています。

【当施設の第三者評価の実施状況】

実施の有無：実施

実施期間：令和 7 年 6 月 17 日～令和 7 年 11 月 3 日

評価機関名：一般社団法人 アクティブ ケア アンド サポート

評価結果の開示状況：あり（福祉サービス第三者評価情報公表サイトに掲載）

17. 当施設の概要

名称・法人種別：社会福祉法人 向会

代表者役職・氏名：理事長 福地 透

所在地：東京都東大和市芋窪3丁目1638の2

電話：042-562-6787

○ 定款の目的に定めた事業

■ 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム…向台老人ホームの設置経営

■ 第二種社会福祉事業

老人デイサービス事業 在宅サービスセンター向台 設置経営

在宅サービスセンターむこうはら 受託事業

老人短期入所事業 向台老人ホーム 設置経営

老人居宅介護等事業 ヘルパーステーション向台 設置事業

○ 公益を目的とする法人受託事業

東大和市高齢者ほっと支援センター いもくぼ

東大和市高齢者見守りぼっくす ならはし

居宅介護支援事業 ケアプランニング向台 設置経営

○ 施設・拠点等

特別養護老人ホーム 1ヶ所

短期入所生活介護 1ヶ所

通所介護 2 ヶ所

訪問介護 1 ヶ所

居宅介護支援事業所 1 ヶ所

地域包括支援センター 1 ヶ所

東大和市高齢者見守りぼっくす事業 1 ヶ所

介護老人福祉施設入所にあたり、ご利用者および代理人に対して契約書および
本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都東大和市芋窪 3 丁目 1 6 3 8 の 2

名 称 特別養護老人ホーム 向台老人ホーム

代表者 施設長 原 與四雄



説明者 氏 名

印

私は、契約書および本書面により施設から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

■ ご利用者

住所

氏名

印

■ 代理人

住所

氏名

印

関係